

財務省告示第三百七十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十九年度の初日から平成十九年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十九年十月三十一日

財務大臣 額賀福志郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十九年度の初日から平成十九年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	一六トン
三	一・五トン
四	一五、七二四トン
五	八四三トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
三四四トン	五七七トン	八、二三五トン	七一、二四トン	六三トン	四二トン	三六五、三 トン	五四九、一八七トン	二、七二五、七五九トン	四、八八四トン	七、三三三トン	二、四六三トン	二二、六三 トン	・三六トン	トン	六トン

二九	三七八トン
二八	トン
二七	五、五七五トン
二六	二、五五トン
二五	トン
二四	一九トン
二三	一、九九トン
二三	四一トン
二二	一六、一七六トン